

宇土市国民健康保険税減免基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 1 日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市規則第 4 5 号

宇土市国民健康保険税減免基準に関する規則の一部を改正する規則

宇土市国民健康保険税減免基準に関する規則（昭和 3 8 年規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（令和 8 年熊本地震による国民健康保険税の減免に関する特例措置）

第 4 条 令和 8 年熊本地震により居住する住宅が被害を受けた場合における国民健康保険税の減免については、第 2 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、納税義務者等が居住する住宅が災害により半壊以上の損害（災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和 8 年 6 月内閣府作成）に基づき市が実施した被害状況調査の判定結果による。以下同じ。）を受けた者で、前年中の地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額（同法附則第 3 3 条の 3 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 3 4 条第 1 項に規定する課税長期譲渡所得金額（同法第 3 1 4 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、同法附則第 3 5 条第 1 項に規定する課税短期譲渡所得金額（同法第 3 1 4 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）又は同法附則第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を含む。以下同じ。）が 1, 0 0 0 万円以下であるものに係る令和 8 年度に課する当該年度分の国民健康保険税の税額のうち当該災害が発生した日以降に納期の末日が到来するもの（普通徴収に当たっては第 2 期以降に限る。）に対しては次の区分により減免する。

損害程度	軽減の割合
全壊	全部
半壊・中規模半壊・大規模半壊	2 分の 1

- 2 令和 8 年熊本地震により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）が減少した場合における国民健康保険税の減免については、第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定にかかわらず、主たる生計維持者の事業収入等の減少額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）が前年の事業収入等の合計額の 1 0 分の 3 以上である者で、前年中の合計所得金額が 1, 0 0 0 万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち減少することが見込まれる事業収入等に係る所得（以下「減少対象所得」という。）以外の所得の金額が 4 0 0 万円を超えるものを除く。）に対して、国民健康保険税額に前年中の合計所得金額に対する減少対象所得の割合を乗じて得た額に、次の表の区分による減免の割合を乗じて行うものとし、令和 8 年度に課する当該年度分の国民健康保険税の税額のうち当該災害が発生した日以降に納期の末日が到来するもの（普通徴収に当たっては第 2 期以降に限る。）に対

して減免する。

合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき。	全部
300万円を超え400万円以下であるとき。	10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき。	10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき。	10分の4
750万円を超えるとき。	10分の2

- 3 第2条及び前2項の規定のうち、2以上に該当するときは、その区分において減免の割合が最も大きいものを適用する。

（令和8年熊本地震による令和8年度分の国民健康保険税の減免申請に関する特例措置）

第5条 条例第25条第2項ただし書の規定により、規則で定める場合とは、令和8年熊本地震により居住する住宅が被害を受けた場合であって、市長が令和8年度分の国民健康保険税を減免すべき事由が明らかであると認めるときをいう。この場合において、当該税の減免は、納期限前7日までに申請書の提出があったものとみなし、職権で行うものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和8年9月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の附則第4条の規定は、令和8年度分の国民健康保険税の減免について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。